

オムロングループ グリーン調達基準書

2025年6月 Ver. 7. 1

オムロン株式会社

目次

はじめに	・・・・・・・・・・ P 2
第 1 章 環境取り組み	
1. オムロングループ購買方針	・・・・・・・・・・ P 3
第 2 章 グリーン調達活動の進め方	
1. 主旨	・・・・・・・・・・ P 5
2. 適用範囲	・・・・・・・・・・ P 5
3. 要求事項	・・・・・・・・・・ P 6
第 3 章 「グリーン仕入先」の認定手順	
1. 認定の進め方	・・・・・・・・・・ P 8
2. 運用フロー	・・・・・・・・・・ P 9
第 4 章 用語の定義	・・・・・・・・・・ P 10
第 5 章 改訂履歴	・・・・・・・・・・ P 11

はじめに

オムロングループは地球環境問題を人類共通の重要課題であると認識し、1996 年にグループ環境方針を制定し、環境経営の推進に取り組んでまいりました。

2030 年に向けた長期ビジョン SF2030 のスタートにあたり、グループ環境方針を改訂し、SF2030 に掲げるサステナビリティ重要課題である「環境領域における事業を通じた社会的課題解決」「脱炭素・環境負荷低減の実現」のため、バリューチェーン全体を対象に脱炭素と環境負荷の低減に取り組むことを改めて明示しました。オムロングループは、従来よりグループ購買運営方針である「エコロジー」（環境負荷の低減）と「コンプライアンス」（環境規制を含む法令・社会規範の遵守）を具体的に実行するため「グリーン調達」の取り組みをしております。

「グリーン調達」は、オムロンと仕入先様と一緒に環境課題を解決し、共に成長していくための重要な活動です。

今後も引き続き仕入先様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

[「オムロングループサステナビリティ」掲載ウェブサイト](#)

[サステナビリティ目標と実績 | オムロンのサステナビリティ](#)

2025年6月

オムロン株式会社

グローバル購買・品質・物流本部長

第1章 環境取り組み

1. オムロングループ購買方針

オムロングループは、法遵守はもとより、環境への配慮などを含めた統合的なCSR調達をグローバルに推進することで、社会的責任を果たしていきます。

また、QCDS (Quality, Cost, Delivery, Service) トータルで常にベストな「もの・サービス」を調達することにより、価値の高い商品・サービスを実現して、顧客満足の上を目指しています。

これらを実現するために、「基本方針」「運営方針」「サプライヤ行動規範」から成るグループ購買方針を制定して、購買活動を実施しています。

仕入先様と一体となった取組みを実践することで、サプライチェーンを通じたCSR調達を実現していきます。

基本方針

＜OPEN＞自由競争原理に基づき、開かれた購買であり続けます

国籍、企業規模、取引実績の有無などを問わず全ての仕入先様へ自由競争原理に基づいたオープンな参入機会を提供します。

＜FAIR＞公正・公平に、そしてパートナーシップを大切にします

部材・サービスの調達に際しては、品質・価格・納期・環境保全・技術・健全な事業運営はもとより法令・社会規範の遵守などの項目を加味し、公正に仕入先様を選定します。

＜GLOBAL＞グローバルに良きパートナーを求めます

国際的視野に立って、世界中の仕入先様から優れた部材・サービスを最適な地域から調達します。

運営方針

＜ECOLOGY＞地球環境の負荷低減に貢献する購買調達活動を行います

有害化学物質を含まない部材を積極的に採用し、環境負荷低減に寄与するグリーン調達を推進します。

＜COMPLIANCE＞高い倫理性をもって法令・社会規範を遵守します

調達・購買活動に関連する法令や社会規範を遵守し、仕入先様とのパートナーシップを築きます。また、購買・調達活動で得た仕入先の機密情報・個人情報適切に管理・保護します。

[「オムロングループ購買方針」掲載ウェブサイト](#)

サプライヤ行動規範(＜環境＞部抜粋)

本規範は、オムロングループのサステナブル行動ポリシー/倫理行動ルールを基本に、仕入先様に具体的に実践・遵守いただきたい行動・活動の基準についてまとめています。

＜環境＞

1) 環境許可と報告

- 必要とされるすべての環境許可証(例:排出の監視)、認可書、および登録書を取得・維持し、最新の状態に保ち、その運用および報告に関する要求事項を遵守しなくてはなりません。

2) 汚染防止と資源削減

- 汚染物質の排出、および廃棄物の発生は、発生源、もしくは汚染除去装置の追加、生産、メンテナンス、設備に関わるプロセスの変更、あるいは他の手段などの施策によって、最小限に抑えられるか除去される必要があります。
- 水、化石燃料、鉱物、原生林製品などの天然資源に関しては、生産、メンテナンス、設備に関わるプロセスの変更、物質の代替、再利用、保全、リサイクルその他手段などを実践することで、その使用を抑えなければなりません。

3) 有害物質

- 人体や環境に対して危険をもたらす化学物質、廃棄物、およびその他の物質は、特定、表示、および管理され、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にしなければなりません。

4) 固形廃棄物

- 固形廃棄物(有害物以外)の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施するものとします。

5) 大気への排出

- 操業中に発生する揮発性有機化合物(VOC)、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および燃焼副生成物の大気への排出は、特性化、定期的監視、制御され、排出される前に必要な処理を実施しなければなりません。
- オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書および適用される規制に従い、効果的に管理されなければなりません。
- 大気排出制御システムの動作を定期的に監視するものとします。

6) 物質の制限

- 特定の物質の製品中および製造での禁止または制限に関し、リサイクルおよび廃棄物の表示に関するラベリングを含め、すべての適用される法律、規制、および顧客要求事項を遵守しなければなりません。

7) 水の管理

- 水源、水の使用・排出を文書化、特性化、監視するほか、節水機会を探し、汚染経路を制御する水の管理プログラムを実施しなければなりません。
- あらゆる廃水は、特性化、監視、制御され、排出または廃棄する前に必要な処理を実施しなければなりません。
- 廃水処理システムと水槽・タンクの動作を定期的に監視し、最適な動作と規制の遵守を確保しなければなりません。

8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出

- 全社規模の温室効果ガス削減目標を設定しなければなりません。
- エネルギー消費、およびすべての関連するスコープ1および2の温室効果ガスの排出は、追跡、文書化し、温室効果ガス排出削減目標との比較を外部公表されなければなりません。
- エネルギー効率を改善し、エネルギー消費および温室効果ガスの排出を最小化する方法を追求しなければなりません。

第2章 グリーン調達活動の進め方

1. 主旨

弊社は、製品を作るための原材料、部品、補材、包装材、梱包材および半完成品・完成品（以下部材と略す）などを、多くの仕入先様から調達しています。

近年では環境汚染や消費者保護の観点から国内および海外ともに化学物質管理の法規制が厳しくなってきました。それに伴って、多くのお客様から「規制化学物質管理を保証した製品」の提供が求められています。そのため、仕入先様の選定要素に「品質、納期、コスト」「環境に配慮した事業運営」に加え、「製品含有化学物質管理」を追加しました。これらの各要素の基準を満足する仕入先様を『グリーン仕入先』と認定し取引をします。従ってこの「グリーン調達基準書」(本文書)をご理解いただき、ご対応およびご協力をお願いします。

2. 適用範囲

2. 1 対象の仕入先様

本基準書による認定対象は、弊社の製品を構成する部材(2. 2 対象の製品・部材 参照)を納入していただく一次仕入先様(製品・中間品の組立を委託する仕入先様も含む)を対象とします。

なお、一次仕入先様においては、二次仕入先様に対しても、弊社「オムロングループグリーン調達基準書」「部材含有化学物質調査マニュアル(最新版)」の要求事項を伝えていただき、製品含有化学物質管理の情報伝達の連鎖を構築していただきますようお願いいたします。必要により、二次仕入先様も要求事項の確認対象とさせていただく場合がありますこと、ご了承をお願いします。

2. 2 対象の製品・部材

弊社の製品および製品を構成する部材が対象となります。

(1) 製品の対象範囲は、以下の通り。

- 1) 弊社が設計・製造し販売する製品
- 2) 弊社が第三者に設計・製造を委託し、または他社の製品を購入して、弊社のブランドをつけて販売する製品
- 3) 第三者から設計・製造の委託を受けた製品(ただし、当該第三者から指定された部材は除く)

ただし、他社製品の代理販売を担うなど、弊社に設計・製造に関する責任がない製品は、本基準書の適用範囲から除く。

(2) 部材の具体的な事例は、以下の通り。

- 1) 部品、材料(電子部品、加工部品、原材料、梱包・包装材など)
- 2) 機能ユニット・モジュール、ボードアッシーなどの組立て品など
- 3) 補材などの構成材料(はんだ材料、接着剤、インク、グリス、テープなど)
- 4) 取扱説明書
- 5) 補修用サービス品、付属品(光ディスク、SDカード、ケーブルなど)

ただし、下記は対象外とする。

- ・システムに使用する他社ブランド製品（P C、サーバなど）など、顧客に対し弊社の設計・製造に関する責任が及ばない部材

3. 要求事項

弊社では、仕入先様に事業活動における環境配慮と納入部材の規制化学物質の含有が法規制を満足し、確実に管理されることを要求します。

（１）事業活動における環境配慮（E M S構築）ができていること：3. 1項 参照

（２）納入部材（仕入先様の製品）の含有化学物質管理（C i P管理）ができること

１）管理基準と管理体制：3. 2. 1項 参照

２）情報提供：3. 2. 3項 参照

上記を満足する仕入先様を『グリーン仕入先』として認定します。

3. 1 事業活動における環境配慮（E M S構築）

事業活動を行う際に環境負荷低減に配慮する環境マネジメントシステム（E M S）を構築していること。

環境マネジメントの仕組み構築（以下の2項目のいずれかを満足していること）

（１）I S O 1 4 0 0 1の第三者認証、またはE M A Sを認証取得していること。

（２）その他、弊社が認めたI S O 1 4 0 0 1相当の「環境管理認証制度」を取得していること。

例：エコアクション21 など

3. 2 納入部材（仕入先様の製品）の含有化学物質管理（C i P管理）

3. 2. 1 製品含有化学物質の管理

弊社がオムロンウェブサイト（※1）で提供する「部材含有化学物質調査マニュアル」（※2）の最新版に定めた要求事項に対応できるよう、製品含有化学物質が管理されていること。

具体的には以下の（１）から（３）項が実践できる管理体制を構築します。

（１）オムロンが定める最新の含有禁止物質／用途（Aランク）および全廃物質／用途（A1ランク）の非含有管理

（２）オムロンが定める最新の含有管理物質／用途（Bランク）および自主管理物質／用途（Cランク）の含有管理

（３）上記の（１）項で定める物質／用途が意図しない混入を防ぐための適切な工程管理、仕入先管理

管理体制として「製品含有化学物質管理ガイドライン」（※3）の最新版を参考にしてください。

3. 2. 2. 現地確認への協力

3. 2. 1 項の管理体制を確認するために、仕入先様に対してオムロンの監査員による現地確認を実施することがあります。その際はご協力をお願いいたします。

3. 2. 3 当社指定様式による含有情報の提供

以下の情報提供をお願いします。

(1) 弊社が指定するフォーマットでの化学物質含有量の報告

弊社が指定するフォーマット（基準）は以下のとおりです。

- ・ chemSHERPA フォーマット
(原則、成分情報および遵法判断情報の提出は必須)
- ・ その他：弊社が指定したフォーマット

事業・業界の状況に応じ、上記と異なる対応をお願いすることがあります。
弊社依頼部門からの指示にて対応ください。

(2) 弊社指定の非含有証明書または、全廃誓約書

非含有証明書、全廃誓約書、および chemSHERPA フォーマットはオムロンウェブサイト
(※1) で提供する「部材含有化学物質調査マニュアル」(※2) の最新版を参照してください。

3. 2. 4. 含有情報に関する詳細確認への協力

3. 2. 3 項の含有情報を精査するために、仕入先様に対して追加情報・第三者分析機関が発行する分析報告書・分析サンプルなどの提供を依頼することがあります。その際はご協力をお願いいたします。

※1：オムロンウェブサイト

https://sustainability.omron.com/jp/environ/procurement/green_procurement/

※2：部材含有化学物質調査マニュアル

新規お取引開始時のみ弊社担当部門から配布いたします。弊社が、環境法規制の動向などに合わせ適時見直しを行います。仕入先様においては、定期的に上記オムロンウェブサイトより最新版のご確認をお願いいたします。弊社が定めた、含有禁止物質／用途について、納入部材への非含有を保証できるよう自社内への徹底はもとより、サプライチェーン上流への働きかけによる管理をお願いします。

※3：製品含有化学物質管理ガイドライン

JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）が発行した製品含有化学物質管理ガイドライン。chemSHERPA ウェブサイトより最新版を参照してください。

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

第3章 「グリーン仕入先」の認定手順

1. 認定の進め方

1. 1 要求事項の確認

仕入先様は、第2章 3項の要求事項を確認してください。

1. 2 申請

弊社窓口担当者から別途提供するグリーン仕入先認定申請必要書類をご提出ください。

提出物

- (1) EMSの第三者認証(審査)機関の認証取得証明書(審査機関の認証書のコピー)
- (2) 化学物質管理体制調査票
- (3) 製品含有化学物質管理ガイドライン附属書チェックシート

1. 3 認定

- (1) 弊社では、第3章 1. 2項で、ご提出いただいた資料と、必要により弊社の監査員による現地確認をもって認定を行います。その際、必要に応じて関係する資料を追加提示していただくことがあります。
- (2) 認定の結果については、窓口部門より仕入先様へお知らせいたします。

1. 4 認定の更新・取消し

下記2項目の認定状況について定期的に確認を行い、認定基準を維持している場合は更新をいたします。

認定基準を維持できていない場合は、原則として認定の見直しを行います。

(1) 事業活動における環境配慮(EMS構築)

EMS第三者認証の更新時に認証書のコピーを弊社窓口部門に送付してください。

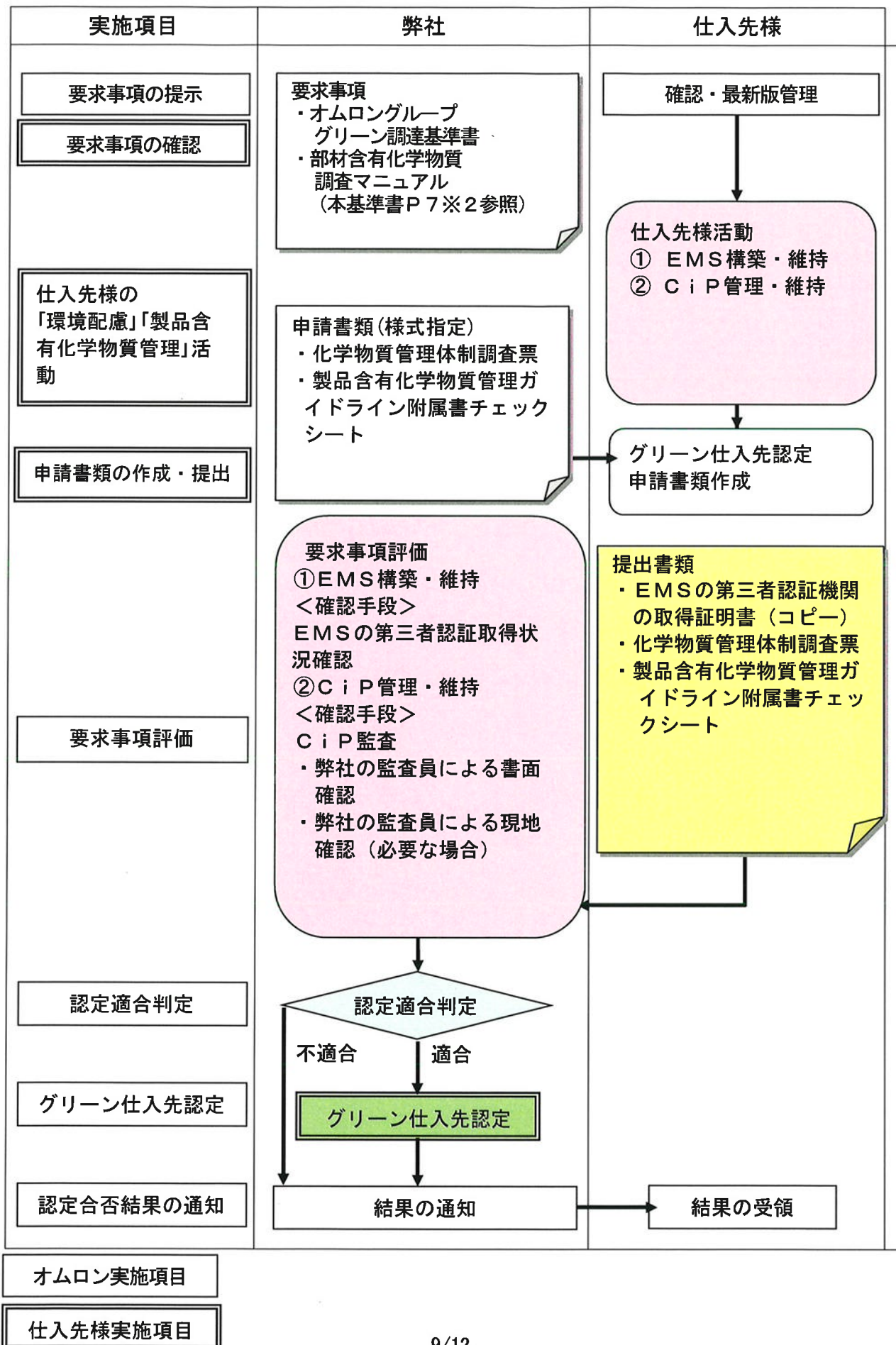
(2) 部材の含有化学物質管理(CiP管理)

前回監査日から最長3年を有効期限として定期確認を実施します。

第3章1. 2項の(2)(3)の資料をご提出いただき、必要により弊社の監査員による現地確認を行います。その際、必要に応じて関係する資料を追加提示していただくことがあります。

2. 運用フロー

仕入先様に対する認定は、下記の運用フローで実施します。



第4章 用語の定義

1. E M A S

Eco-Management and Audit Scheme の略。EU内で適用される環境管理・監査制度のEU規則。

2. C i P 管理（製品含有化学物質管理）

C i PはChemicals in Products の略。国際的な化学物質使用規制の高まりから、製品の原材料調達段階・生産段階・出荷段階の各段階にわたって適切な含有化学物質の管理を実施すること。（調査、分析、評価、是正、予防の体系的な活動をいう）
この管理体制を確認することを、「C i P 監査」という。

3. chemSHERPA（ケムシェルパ）

Chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain の略。経済産業省が開発した、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達スキーム。

4. J A M P

アーティクルマネジメント推進協議会（Joint Article Management Promotion-consortium）の略。アーティクル（部品や成形品などの別称）に含有する化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンで円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的に活動している業界を横断した団体。部材の含有化学物質の情報伝達シート chemSHERPA を推奨している。

第5章 改訂履歴

グリーン調達基準は、今後の法規制や社会動向により適時改訂します。

版	改訂日	主な改訂内容
Ver. A	2001年5月	初版（制定）
Ver. 2.0	2004年5月	認定基準、提出資料などの改訂
Ver. 2.01	2004年7月	担当役員の変更
Ver. 2.02	2005年10月	P9：部材含有化学調査マニュアルのオムロンの環境HPへの貼付中止のため、その文言を削除 P11：非含有証明書の「2. 対象製品または部材」の品番欄に品番（品番なしの時：メーカー名）に変更
Ver. 2.03	2006年2月	P11：非含有証明書の部材調査マニュアルのVer 変更（1.1）、オムロン使用禁止物質64物質群に変更 P13～15：調査シート1～3の変更（マニュアルVer1.1）
Ver. 2.1	2008年12月	オムロンの環境取り組みを最新版に変更 第三者認証機関を最新情報に変更 記載表現の全面見直し 別紙を最新版に変更
Ver. 3.0	2011年4月	認定基準：調査シート1～3→JGPSSI帳票へ変更 認定基準：自動車関連部材ではIMDSの使用可を明記 要求事項：オゾン層破壊物質の製造工程での使用禁止を追加 要求事項：JAMP（AIS, MSDSplus）の情報伝達を追加 認定基準を満たす認証制度・機関の追加
Ver. 4.0	2013年9月	はじめに 内容更新 第1章 購買方針の追加 第2章 要求事項 仕入先様への要求事項として「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づいた化学物質管理体制の構築を追加 第3章、第4章 化学物質管理体制の構築状況確認実施に伴い、認定手順および記入要領を変更
Ver. 4.1	2014年3月	記載表現の見直し
Ver. 4.2	2016年11月	グリーン仕入先認定申請必要書類の見直し
Ver. 5.0	2017年9月 （適用開始： 2017年11月）	購買方針の改定を反映 フォーマット変更：JGPSSI→chemSHERPA 記載表現の見直し
Ver. 6.0	2019年11月 （適用開始： 2019年11月）	3. 要求事項 管理体制構築に関する内容の明確化 納入部材（仕入先様の製品）に関する要求事項に以下を追加 ・現地確認への協力 ・含有情報に関する詳細確認への協力 ・製品含有化学物質管理ガイドラインの入手先 URL 変更 第3章「グリーン仕入先」の認定手順 3項の改訂に伴い、グリーン仕入先認定申請必要書類の変更

Ver. 7. 0	2024年6月 (適用開始： 2024年6月)	はじめにの内容を長期ビジョン SF2030 に沿った記述に更新 購買方針に URL を追加 サプライヤ行動規範の記載を最新の内容に更新 発行組織名称の更新と変更 記載表現の見直し 含有情報に関する要求内容の変更
Ver. 7. 1	2025年6月 (適用開始： 2025年6月)	記載表現の見直し

オムロングループグリーン調達基準書 Ver. 7. 1

発行日：2001年5月

改訂日：2025年6月

発行：オムロン株式会社

グローバル購買・品質・物流本部

購買プロセスマネジメント室